

総会開催結果

作成日：令和3年11月30日

1	総会名	令和3年11月 大槌町農業委員会定例総会				
2	開催日時	令和3年11月24日（水） 午前10時00分				
3	開催場所	大槌町役場				
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員				
		議席番号	役 職	氏 名	出欠	
		8	会長	佐々木 重吾	○	
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○	
		1		阿部 成子	×	
		2		兼澤 修悟	○	
		3		藤原 長英	×	
		5		北田 和紀	○	
		6		三浦 英敏	○	
		農地利用最適化推進委員				
		担当地域		氏 名	出欠	
		金沢		三浦 幸保	○	
				阿部 美智子	○	
		小鍬		藤原 市之助	○	
				川崎 郷泉	○	
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○	
				三浦 茂男	○	
農業委員会事務局		事務局長 道又 英樹	主任主査 三浦 ゆり			
5	議 事			付議	承認	
	報 告	【報告第5号】農地法第3条の3第1項の規定による届出について				
	議 案	【議案第20号】農地法の適用外証明願について			5	5
		【議案第21号】大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書について			1	1
		【議案第22号】大槌町農業委員会事務代決専決規程の制定について			1	1
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）				

総 会 議 事 録

【議 長】

定刻となりましたので、只今より令和3年11月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち5名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日、1番 阿部成子委員、3番 藤原長英委員から欠席の旨通告がありましたので、報告をいたします。

【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。令和3年11月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、2番 兼澤修悟 委員と5番 北田和紀 委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(報告を読み上げ。)

【議 長】

続きまして、日程第4 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(報告第5号の番号1を朗読。)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問や意見等)

【議 長】

ないようですので、次の議案に移ります。

議案第20号農地法の適用外証明願 番号1について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第20号の番号1を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員からの所見を伺います。

【北田委員】

ここの場所は、今言ったとおりの場所ですが、現場を見れば農地という形になってはいますが、見た感じは、もともとはトンネルを作る前は広い畑だったのかなというふうに思われました。現状で残ってる部分についてはトンネル作った跡地として残った部分で、現状は法面的な形の中で、農地とすれば適さない場所というふうな感じで見られます。以上です。

【議 長】

農地法の適用外証明願に基づく証明の検討事項について、説明をお願いします。

《事務局長》

長年農地として耕作することができない土地として、使用されてるところになりますので、証明をしても問題ないものと考えております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局の説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第20号農地法の適用外証明願 番号2について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第20号の番号2を朗読。)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

この場所は、ちょうど■■■■あたりになるわけなんだけど、現状は草地になっているような感じに見受けられました。若干傾斜があって、水のないようなところなので、農地として耕作できるかどうかということもあるし、ここは前から売買する予定がある場所にもなっているようなので、現状考えてもよろしいのかなという。農地としては適用外になっても大丈夫なのかなというふうには感じてございました。以上です。

【議 長】

農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

《事務局長》

長い年を経過して、30年以上たっておりますけど、農地とし復旧する、今、北田委員がおっしゃったとおり、草は生えてますけどほとんど雑草ですから、農地として復旧するのはちょっと困難であるものと認められると考えております。証明をしても問題ないものと考えます。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第20号農地法の適用外証明願 番号3について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第20号の番号3を朗読。)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

ここの、以前も近隣でこういう案件があったんですが、今回もそのとおりに浸水された土地であって、現場を見ると砂利石が残土というわけではないんだけど、積んだような形になって、とても農地復活するような場所ではないというふうにみられました。近くのところもまだなんか段差があったりしてる部分もあるようなんですけども、今回出された案件は、その段差の上にまた残土というか砂利石等が積み重なったような形で、もともと浸水された土地なので、農地としてはもともと不適合なところなのかなというふうにみられますので、この農地適用外もそのとおり無理なのかなというふうに判断されます。

【議 長】

それでは適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、説明をお願いします。

《事務局長》

こちらにも長年、20年以上、なおかつ東日本大震災で浸水した地域として農地として復旧することは困難であると認められますので、証明をしても問題ないものと考えております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決に入ります。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第20号農地法の適用外証明願 番号4について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第20号の番号4を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員からの所見を伺います。

【北田委員】

今、説明にあったように、現場は平坦ではあるんだけど、当日も現地確認に行った時には午前中なんですけど、ほとんど日が当たらない。航空写真で見ればわかるとおり、周りが杉の木の木立ですっかり囲まれてる場所なので、当日行っても日が当たらないからすごく寒いというような

状況で、農地としてとてもできるような場所ではないと見受けられました。入口も車がやっと 1 台通れるくらいの道路で、そんなにいい道路でもないようだけでも、そういう状況なので、農地はちょっと適用外にしてもいいのかなと思われまます。

【議 長】

適用外証明願いに基づく検討事項について、説明をお願いいたします。

《事務局長》

こちらも長年農地として使用されていなかった土地でありますので、農地として復旧することは困難であると認められますので、証明をしても問題ないものと考えています。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第 20 号農地法の適用外証明願 番号 5 について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第 20 号の番号 5 を朗読)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀委員、三浦 茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

ここも今話されたように、前回の総会で出された案件の近隣になる地域です。そのとおり当時農地であっても今はもうすっかり山になっているっていう、そういう状態でした。この前の震災道路の新しい道路ができた部分の中で、分断された形でなっているようですけども、通り道路にいくようなものも今ほとんどない状況、あるいは当時の農地の名残と言ったらいいか、そういうところは若干あるんですけども、そういうところももう木が生がっていて、あるいは道路がないという状況の中で、とてもそういう農地という判断ができかねる場所ですので、これはやむを得ないと思います。以上です。

【議 長】

適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、説明をお願いします。

〈事務局長〉

こちらでも長年農地として利用されておらず、現在もう山林化しておる農地として復旧することが困難であると判断されますので、証明をしても問題ないものと思われま

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

【議 長】

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第21号 大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局長〉

(議案第21号の番号1を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局の説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

【議 長】

全員賛成ですので、町長へ問題なしと報告をいたします。

【議 長】

続きまして、議案第22号大槌町農業委員会事務代決専決規程の制定について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第22号を朗読)

【議長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、制定されました。

【議長】 本日の議案は、以上になります。

その他として、何かありますか。

《事務局長》

(今後の予定を説明)

【議長】

これで全部終わりたいと思います。

お疲れ様でした。

10時55分終了